◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３３４号（H28. 1. 22）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝１０件（１月１６日～１月２１日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）高速乗合バスの横転事故
（３）高速乗合バスの衝突事故
（４）貸切バスの健康起因事故
（５）貸切バスの衝突事故
（６）貸切バスの路外逸脱事故
（７）法人タクシーの死傷事故
（８）法人タクシーの衝突事故
（９）トラックの酒気帯び衝突事故①
（１０）トラックの酒気帯び横転事故②
２．自動車事故防止セミナーを開催します！（四国運輸局発）【新着情報】
３．貸切バスの安全確保の徹底について
４．バスの車両火災事故防止の徹底について
５．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
６．自動車事故防止セミナーを開催します！（東北運輸局発）
７．インバウンド貸切バス事業者に対する監査を集中的に実施します！
８．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
９．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１０．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について
１１．後退時等の安全確保の徹底について
１２．事業用自動車の安全確保の徹底について
１３．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
１４．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
１５．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

るところで道路が狭くなり、左に寄り過ぎていたため、ガードレールに衝突し、タイヤが溝に脱輪した模様。

（７）法人タクシーの死傷事故
１月１９日（火）午前４時２３分頃、大阪府の国道において、同府に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、道路上に佇立していた歩行者１名をひいた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故現場は片側２車線の道路で、歩行者は道路の中央付近で後ろ向きに立っていたとのこと。

（８）法人タクシーの衝突事故
１月２０日（水）午後１時１０分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、左側のガードレールに接触後、右に９０度横転した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、片側１車線の下り坂において、事業者によると、運転者が脇見運転をしていた模様。

（９）トラックの酒気帯び衝突事故①
１月１８日（月）午後１１時２５分頃、栃木県の高速道路において、東京都に営業所を置くトラックが運行中、前を走行する大型トレーラに追突した。
この事故による負傷者はなかったが、トラックが積載していたコンクリート柱、約３０本が路上に散乱し、高速道路は約５時間２０分にわたり通行止めとなった。
また、運転者の呼気からアルコールが検出され、酒気帯び運転の疑いで警察に逮捕された模様。

（１０）トラックの酒気帯び横転事故②
１月１９日（火）午後１０時００分頃、秋田県の自動車専用道路において、青森県に営業所を置くトラックが、路肩で作業中の除雪車の前部右側（ブレード）と接触したことから、トラックの左前輪がバーストし、バランスを崩し道路左側溝にはまり、助手席側を下に横転した。
この事故により、運転者が緊急搬送され重傷を負い、その後、運転者の呼気からアルコールが検知された。
事業者によると、運転者が食事の際、アルコールを摂取した模様。

上記１０件の死傷者数計：死亡１名、重傷３名、軽傷３０名（速報値）

◇◇◇

【２．自動車事故防止セミナーを開催します！（四国運輸局発）】
（新着情報）

この度、近年増加している「運転者の健康起因や体調急変による事故」を未然に防ぐため、四国運輸局において、下記のとおり自動車運送事業に携わる関係者を対象としたセミナーを開催いたします。

記

日時：平成２８年２月２５日（木）　１３時３０分～１６時３０分
場所：サンメッセ香川２階「サンメッセホール」
　　（香川県高松市林町２２１７－１）
定員：１３０名（先着順）
参加費：無料（どなたでも参加できます。）

※ プログラム及び参加申込み等詳細は、下記リンク先（四国運輸局ホームページ）をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/newsrelease/2015/2016-0106-1315-7.html

◇◇◇

（３）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

なお、三菱ふそうトラック・バス株式会社のホームページにおいて、車枠・車体の腐食に係る点検・補修方法等の情報を掲載していますので参考としてください。

〇三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenace.pdf

〇バスのフレームを錆から守る整備術
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenace.pdf

◇◇◇

（配信日：H27.12.4）

本年の訪日外国人旅行者数は急激に増加しており、通年で過去最高を記録することが確実となっています。
こうした中、貸切バスは外国人旅行者にとって、移動手段として極めて重要な役割を担っており、これらを支えるためには安全・安心な運行の確保が重要です。
ついては、これからの多客期に向けて一層の引締めを図るべく、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の開始日をキックオフとして、主にインバウンド輸送を行う貸切バス事業者をターゲットとした集中監査を実施するよう、各地方運輸局等に対して指示を行いました。

１．集中監査期間
　平成２７年１２月１０日から平成２８年２月１０日

２．対象事業者
　主にインバウンド輸送を行う、一般貸切旅客自動車運送事業者

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000217.html

◇◇◇

③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）、所謂「マイナンバー法」が平成２７年１０月５日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下「個人番号」という。）の記載が可能となったところです。

運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請において提出される「住民票の写し」は、同法第１９条の規定を踏まえ、個人番号が記載されていないもの又は個人番号を判読・復元できない状態にしたものを提出されますようお願い致します。

◇◇◇

事業用自動車の事故防止については、「平成２７年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」において注意喚起を図ってきたところでありますが、残念ながら、「平成２７年秋の全国交通安全運動」期間中（９月２１日～９月３０日）、事業用自動車に起因すると思われる重大事故が８件（速報値）発生し、これらの事故により、４名の方がお亡くなりになり、１５名の方が負傷されております。
また、警察庁発表の「交通事故統計」（平成２７年８月末）によると、本年１月から８月末までに事業用自動車が第１当事者となった死亡事故件数が、バス・マイクロで９件（対前年比１件増）、普通乗用（タクシー等）で３０件（同１１件増）、貨物で２１６件（同１４件減）となっております。
このような重大事故は、自動車運送事業者の最大の使命である輸送の安全を脅かし、結果、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。
国土交通省においては、「事業用自動車総合安全プラン２００９」に掲げられた目標（平成３０年までに、年間死者数２５０人以下、年間事故件数３万件以下）を達成するため、各種施策を実施しているところでありますが、運送事業関係者の皆様におかれましても、引き続き、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう、お願い致します。

上記の内容は、平成２７年１０月６日付け、国自安第１３０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

いて、一連の流れを具体的に示しました。

　本マニュアルを指針として、運輸業界において、ＳＡＳスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成２７年８月２７日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故は３年連続で増加しており、平成２６年度は前年度比約２．４倍増（２６件増）と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車のユーザー等に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000116.html

◇◇◇

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆